

資料

令和4年1月28日

金融庁

サステナブルファイナンス有識者会議報告書（概要）

－持続可能な社会を支える金融システムの構築－

2021年6月18日

第1章 総論

基本的視点

サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムを支えるインフラ。民間セクターが主体的に取り組むとともに、政策的にも推進すべき。

横断的論点

ESG要素を考慮することは、**受託者責任**を果たす上で望ましい対応。

インパクトファイナンスの普及・実践に向け、多様なアイデアを実装していくことが望ましい。

タクソノミーに関する国際的議論への参画、**トランジション・ファイナンス**の推進（分野別ロードマップの策定等）が重要。

第2章 企業開示の充実

投資家・金融機関との建設的な対話に資する、サステナビリティ情報に関する適切な企業開示のあり方について幅広く検討を行うことが適当。

サステナビリティ

比較可能で整合性のとれたサステナビリティ報告基準の策定に向け、日本として、IFRS財団における基準策定に積極的に参画すべき。

気候関連

コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021年6月）を踏まえTCFD等に基づく**気候変動開示の質と量の充実**を促すと共に、国際的な動向を注視しながら検討を継続的に進めていくことが重要。

第3章 市場機能の発揮

「グリーン国際金融センター」の実現により、世界・アジアにおける持続可能な社会の構築に向けた投融资の活性化に貢献。市場の主要プレイヤーが、期待される役割を適切に果たすことが必要。

機関投資家

ESG投資の積極的な推進やエンゲージメントに向けたコミットメントを強化することが重要。また、脱炭素化支援を目的とする国際的な取組みに参画し、情報収集や能力向上に努めるべき。

個人の投資機会

ESG関連投資信託の組成や販売に当たって**商品特性を顧客に丁寧に説明するとともに、その後の選定銘柄の状況を継続的に説明**すべき。金融庁において、資産運用業者等に対するモニタリングを進めることが重要。

ESG評価・データ機関

金融庁において、**ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範**のあり方等について、議論を進めることを期待。

ESG関連プラットフォーム

諸外国における取引所の取組み例を踏まえ、グリーンボンド等に関する実務上有益な情報が得られる環境整備や、**ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組み**の構築を期待。

第4章 金融機関の投融资先支援とリスク管理

金融機関が、サステナビリティに関する機会とリスクの視点をビジネス戦略やリスク管理に織り込み、実体経済の移行を支えることが重要。

投融资先支援

投融资先の気候変動対応支援のため、ノウハウの蓄積やスキルの向上、分析ツールの開発等を進めることが重要。

リスク管理

金融庁において、金融機関とシナリオ分析の活用について議論を進めるなど、**気候変動リスク管理態勢の構築**を促すことが適当（上記の投融资先支援に加え、気候変動リスク管理に係る監督上のガイダンスを策定）。

Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する 3. サステナブルファイナンスの推進

世界が持続可能な社会の構築に向けて舵を切る中、新たな産業・社会構造への転換を促す金融の重要性が高まっている。とりわけ、世界で加速する脱炭素化等に向けた動きを捉え、国内外の成長資金が日本企業の取組みに活用されるよう、市場参加者と協働しつつ、サステナブルファイナンス推進のための環境整備を進めることが喫緊の課題だ。その際、各産業がカーボンニュートラルを実現するためのトランジション(移行)も含め、企業の取組みが適切に評価されるものとなるよう施策を進める。

(1)企業情報開示の質と量の向上(略)

(2)市場機能の発揮(略)

- 企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価機関・データ提供機関の役割も重要だ。評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムの構築に向け、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保など、ESG評価機関・データ提供機関に期待される行動規範等を策定する。そのため、企業と投資家が果たすべき役割を明らかにすることも念頭に、有識者等を交えた検討の場で議論を進める。

(3)金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理(略)

ESG評価・データ提供機関について

ESG評価機関の重要性の高まり

- **世界的なESG投資の拡大**を背景に、ESG評価の利用が拡がり、評価を担う**ESG評価機関の重要性が増加**
 - ✓ アセットオーナーや運用機関における、ESGインテグレーション(ESGの課題を投資判断に織り込む動き)の拡大
 - ✓ ESGの課題を考慮したインデックス(ESG指数)に連動する又はこれをベンチマークとして参照する投資信託の増加
- (参考)グローバルに事業展開するESG評価機関の例

MSCI社	Sustainalytics社	S&Pグローバル社
<ul style="list-style-type: none">● 世界数千社のESGに関連する業務について、格付け・分析を実施。分析結果は、様々な株式・債券の指数で利用されている。グローバルでアナリストは200名超。	<ul style="list-style-type: none">● 世界20,000以上の個別債券・株式やインデックスについて、ESGリスク等を評価・公表し、各国の運用会社や年金基金等が活用。グローバルでアナリストは500名以上	<ul style="list-style-type: none">● 世界の時価総額99%を占める11,500社について、企業のサステナビリティを評価し、ESG指数の基礎データとして活用。業種ごとの質問票等をもとにスコアリングアルゴリズムにより評価。

(出所)JPX ESG Knowledge Hub、各社公表資料

- ESG指数等に活用するための企業評価に加えて、**ESG関連債券の発行**に当たっても、外部評価の利用が進展。
 - ✓ 国際資本市場協会(ICMA)による「グリーンボンド原則」など、ESG関連債に係る各種ガイダンスでは、調達資金の用途や対象プロジェクトの選定方法等について、ガイダンスへの準拠状況を評価機関が確認するよう、奨励
- さらに、投資家による国際的な気候変動イニシアティブ「Climate Action 100+」が、大企業への協働エンゲージメントの際にESG評価情報を参照するなど、**ESG評価の利用場面が多様化**。

(参考)Climate Action 100+は、世界の大手投資家が、温室効果ガス排出量の多い大企業に気候変動対応を協働して促していくため、2017年に発足させた国際的なイニシアチブ。

IOSCO最終報告書「ESG格付け及びデータ提供者」

- 2021年11月23日、証券監督当局の国際的な集まりであるIOSCO(証券監督者国際機構)は、ESG格付け及びデータ提供者に関する調査結果、及び規制当局等に対する提言を公表
- 最終報告書では、ESG格付け及びデータ提供者に関する動向と課題を詳細に検証すると共に、規制当局、ESG格付け及びデータ提供者、利用者、ESG格付け及びデータ商品の対象となる企業に対し、10のハイレベルな提言を提示。

Environmental, Social and Governance (ESG)
Ratings and Data Products Providers

Final Report



OICU-IOSCO

提言

- 規制当局、ESG格付け及びデータ提供者、利用者、ESG格付け及びデータ商品の対象となる企業に対し、以下について検討を求める提言を提示。

規制当局向け(提言1)

- ESG格付けやデータ商品の利用、及び各法域でのESG格付け及びデータ提供者について、より注意を払う

ESG格付け及びデータ提供者向け (提言2~6、8、9)

- 透明かつ定義付けされた手法を用いて、可能な限り公開されたデータに基づき、高品質なESG格付け及びデータ商品を発行するための手順書の採用
- 独立性の確保や潜在的な利益相反への適切な対応に関する方針・手順の採用
- ESG格付け及びデータ提供者の業務における独立性や客観性を損なう利益相反の回避、軽減及び開示
- ESG格付け及びデータ商品の手法やプロセスに関する十分な開示
- 意思疎通を通じて得られた企業の非公開情報の秘密保持に関する方針・手順の採用
- ESG格付け及びデータ商品の対象となる企業の情報収集プロセスの改善
- ESG格付け及びデータ商品の対象となる企業から寄せられた問題への迅速な対処

投資家向け(提言7)

- ESG格付けとデータ商品の利用におけるデュー・デリジェンスや情報収集、レビューの実施

企業向け(提言10)

- 各法域の規制に留意しつつ、サステナビリティ関連情報の開示プロセスを可能な範囲で合理化

様々なESG評価・データサービスの例

	サービス等の内容	一般的な費用負担	情報の利用者	
企業のデータ・評価	ESGデータ (ローデータ)	公開情報や企業への質問票等から、評価機関・データ提供機関が集約した企業のESG情報・データ	データ利用者	投資家・企業等
	ESGスコア (レーティング)	ESGデータや企業からの質問票回答等の情報に基づき、各評価機関が独自の手法で算出した評価スコア。投資家による投資判断のほか、企業による自社評価(他社と比べたベンチマーク)等としても活用	スコア利用者	投資家・企業等
	ESG指数	ESGスコア等を利用した指数(インデックス)。指数を利用した投資商品等の組成・投資に活用	指数利用者	投資家 (特にパッシブ)
様々な関連するサービス等	投融資先企業の分析(ポートフォリオ分析)	投融資先企業の取組みや温室効果ガス排出量等の計数を評価・特定し、ポートフォリオレベルで算出	サービス利用者	投資家・金融機関・企業
	不祥事等の調査	レピュテーションやコンプライアンス等に係る情報を随時把握し、発生頻度や深刻度により影響分類	サービス利用者	投資家・金融機関・企業
	エンゲージメント・議決権行使	ESGに関する情報・課題を把握・分析し、投資家によるエンゲージメントや議決権行使を支援	サービス利用者	投資家
	規制対応状況等の調査	規制への対応状況を確認・評価	サービス利用者	投資家・金融機関・企業
債券等の評価	債券の評価	グリーンボンドやソーシャルボンド等のESG関連債に対する評価の実施	評価を受ける企業 (債券の発行体)	主に投資家
	ローンの評価	ESG関連ローンに対する評価の実施	評価を受ける企業 (又は金融機関)	主に金融機関

国際的なESGレーティングの事例

未定稿

ESG評価機関	親会社等	名称	情報ソース		評価方法		カバレッジ※
			アンケート	企業開示情報等	評価項目	評価	
CDP	(NGO)	CDPスコア	✓		気候変動の取組みを4つのレベルで階段状に評価・スコアリング	8段階 (AからD)	13,000社以上
MSCI	MSCI	ESGレーティング		✓	業種毎に毎年選定する35のキーイシュー(E(13) S(16) G(6))	7段階 (AAAからCCC)	8500社 (14000発行体)
FTSE Russell	ロンドン証券取引所	FTSE Russell ESGレーティング		✓	14のESGテーマ(E(5)、S(5)、G(4))、総計300問以上の調査項目	スコア (5点満点)	約7200銘柄
REFINITIV	ロンドン証券取引所	総合ESGスコア		✓	10のカテゴリースコア(E(3)、S(4)、G(3))と不祥事スコア、450以上のデータポイント	パーセンタイルランク	10,000社以上
ISS-ESG	ドイツ取引所	ESG コーポレートレーティング		✓	全業種共通の30以上のESGテーマ、業種固有を含む800超の指標	12段階 (D-からA+)	—
S&Pグローバル	S&Pグローバル	CSA(コーポレートサステナビリティ評価)	✓	✓	3つのディメンション(経済とG、E、S)があり、質問およびウエイトは業種毎に異なる	スコア(0-100)	11,500社
VigeoEiris	Moody's	ESG Overallスコア		✓	38のクライテリア(E(13)、S(19)、G(8)、一部重複あり)	スコア(0-100)	—
Sustainalytics	MorningStar	ESGリスクレーティング		✓	業種毎に特定されたマテリアルESGイシュー(3-10個程度)とそれらに紐づく評価指標群	未管理リスクを数値化(逆数)、5段階でレーティング	全体で 20,000社以上
Bloomberg	Bloomberg	ESGディスクロージャースコア		✓	ESGに関連した600以上の主要業績評価指標	スコア(0-100)	11,800社以上

(※)カバレッジにおいては取得出来たもののみを表示
(出典)各社ホームページ等から抜粋・作成

ESG評価・データ提供機関について

- サステナブルファイナンスの拡大を背景に、企業と投資家の橋渡し役を担うESG評価・データ提供機関の重要性が増大。インベストメントチェーン全体でESGに係る評価やデータが信頼ある形で利用されるエコシステムを構築していく必要。
- このため、評価手法の透明性や比較可能性、評価の独立性・客観性に係るガバナンスの確保等、ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範等を検討するとともに、評価機関のデータを利用する投資家や、評価の対象となる企業が有機的に連携するよう、ESG評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割をも明らかにしていく。

企業

ESG評価・データ提供機関

投資家

有識者会議
で指摘された
論点

・評価機関を含む
関係者が利用し易
い情報提供

- ・それぞれの評価機関により異なる評価手法等について、透明性や公平性
- ・評価対象企業との間での利益相反を防止するための、ガバナンスや中立性
- ・評価に係る専門知見や人材育成、企業との対話の在り方等

・ESG評価機関等に
期待する事項の
明確化
(調査の効率化、対
話の深化等)

専門分科会を設置し、ESG評価・データ提供機関に期待される行動規範等を議論し、企業と投資家が果たすべき役割や在り方の議論を行う

検討事項

企業と評価機関の
双方がメリットを得ら
れるため、どのよう
な関係が望ましいか

評価の透明性、信頼性を更に高めていくため、具体的にはどのような点が重要となるか
評価機関・データ提供機関のサービスには様々なものがあるが、サービスの特性にあわせてどのような留意点があるか

投資家はどの様に評
価機関・データ提供
機関を利用し、何を
期待・貢献すべきか

ご議論いただきたい点

- (ESG評価・データ提供機関の信頼性向上)
有識者会議報告書を踏まえ、ESG評価・データ提供機関に係る行動規範等について議論を進めていくに当たり、評価の透明性の向上や公平性の確保、利益相反の防止のためのガバナンスといった論点があるが、これらを含めて、どのような論点が重要となるか。
- (ESG評価・データ提供機関と企業とのコミュニケーション)
ESG評価機関と評価を受ける企業との間の関係性やコミュニケーションについては、どのような点に留意して議論を進めていく必要があるか。
- (投資家に期待される役割)
インベストメントチェーン全体でESGに係る評価やデータが信頼ある形で利用されていくには、評価を利用する投資家の役割も重要となるが、どの様な論点が重要となるか。
- (サービスの違いによる留意点)
前掲のとおり、ESG評価・データ提供機関によるサービスには、例えば、企業に対する評価と債券等の有価証券に対する評価、また、被評価者の依頼に基づく評価とこれに基づかない評価等様々なものがあるが、こうしたサービスの違いに関し、今後議論を進める上で特段の留意点等はあるか。